

## ○ 労働災害の現状

- ① 労働災害の被災者数は、年間約11万人(うち死亡者数は約1,000人)。  
 ※ 労働者災害補償保険法に基づく労災保険給付額は、年間約8,500億円
- ② 労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、この2年は連続して増加。  
 ※ 2年連続の増加は、オイルショックからの復興期以来、33年振り。
- ③ 製造業、建設業の労働災害は長期的に大幅な減少。  
 陸上貨物運送事業は、長期的に見ても減少傾向が緩く、労働災害全体に占める割合が増加。

【表1 労働災害発生件数の推移】

		平成元年		平成5年		平成10年		平成15年		平成20年		平成23年	
		死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
全産業計	(人)	217,800	2,419	171,600	2,245	148,248	1,844	125,750	1,628	119,291	1,268	111,349	1,024
陸上貨物運送事業	(人)	17,300	307	13,800	281	15,646	225	13,991	241	14,691	148	13,543	129
	(%)	7.9	12.7	8.0	12.5	10.6	12.2	11.1	14.8	12.3	11.7	12.2	12.6
製造業	(人)	64,697	431	49,896	414	42,269	305	32,518	293	28,259	259	23,589	182
	(%)	29.7	17.8	29.1	18.4	28.5	16.5	25.9	18.0	23.7	20.4	21.2	17.8
建設業	(人)	63,847	1,017	52,241	953	38,117	725	29,263	548	24,382	431	22,372	342
	(%)	29.3	42.0	30.4	42.4	25.7	39.3	23.3	33.7	20.4	34.0	20.1	33.4
第三次産業	(人)	60,700	457	53,200	437	45,735	425	44,426	427	47,175	341	47,216	295
	(%)	27.9	18.9	31.0	19.5	30.9	23.0	35.3	26.2	39.5	26.9	42.4	28.8

(注)本表は労災保険給付データより集計。平成23年は、震災を直接の原因とする死傷者数を含まない。

# 1-2 労働災害の発生状況について(陸上貨物運送事業を中心に)

## ○ 年千人率の推移

### ○ 年千人率(労働者1000人当たりの労働災害発生件数)

【表2 産業別死傷年千人率の推移】

	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成22年
全産業	5.0	4.0	3.0	2.6	2.3	2.1
陸上貨物運送業	15.3	10.8	10.5	9.3	7.9	7.0
製造業	5.8	4.2	3.8	3.4	3.0	2.6
建設業	12.1	8.9	6.3	6.0	5.3	4.9
林業	33.2	30.8	28.7	29.7	29.9	28.6
鉱業	25.8	20.0	17.6	19.1	14.0	13.9

※ 資料出所(労働者災害補償保険事業年報、労災保険給付データ)

## ○ 度数率、強度率

### ○ 度数率(100万延労働時間当たりの死傷者数) → 災害発生の頻度を表すもの

【表3 産業別度数率】

	平成23年
全産業	1.62
陸上貨物運送業	2.62
製造業	1.05
建設業	0.85

※ 資料出所(労働災害動向調査)

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」の数値。

※ 建設業は「建設業(総合校事業を除く。)」の数値。

### ○ 強度率(1000延労働時間当たりの損失日数) → 災害の重篤度を表すもの

【表4 産業別強度率】

	平成23年
全産業	0.11
陸上貨物運送業	0.21
製造業	0.08
建設業	0.21

※ 資料出所(労働災害動向調査)

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」の数値。

※ 建設業は「建設業(総合校事業を除く。)」の数値。

## 2 陸上貨物運送事業における労働災害について

### ○ 荷役作業の特徴

- ① 貨物自動車の運転者が行う荷役作業の多くは、荷主先等で実施。  
→ 所属する陸上貨物運送事業者による直接的な管理監督を離れて作業を実施。
- ② 荷主先等が提供する荷の積み卸し場所の施設・設備等を使って作業を実施。

### ○ 労働災害の実態

- ① 貨物自動車運転者の労働災害は、7割が荷役作業で発生。交通事故は1割弱。
- ② 労働災害発生場所は、荷主先等の倉庫などが7割。
- ③ 事故の型は、荷台や荷の上からの墜落・転落が最も多く、全体の3割。  
※ その他、挟まれ・巻き込まれ(フォークリフトに接触等)約12%、転倒14%、動作の反動(腰痛)14%。

【表5 作業別死傷災害発生状況】

	荷役作業中		運行作業中		その他		合計 (人)
	件数(人)	割合(%)	件数(人)	割合(%)	件数(人)	割合(%)	
平成6年	9,585	67.7	1,832	13.0	2,736	19.3	14,153
平成9年	11,997	68.3	2,262	12.9	3,306	18.8	17,565
平成12年	10,896	68.7	2,042	12.9	2,918	18.4	15,856
平成15年	10,085	66.8	1,846	12.2	3,169	21.0	15,100
平成18年	11,190	71.0	1,686	10.7	2,880	18.3	15,756
平成21年	9,165	68.7	1,395	10.5	2,778	20.8	13,338
平成23年	10,225	75.5	1,450	10.7	1,870	13.8	13,544

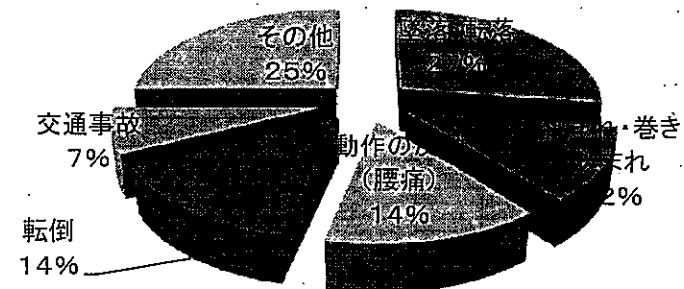
※ 平成6～21年までは「労働災害原因要素の分析」(厚生労働省)より。平成23年は、陸上貨物運送事業で発生した死傷災害から1,000件を抽出したものの分析結果から算出。

【表6 死傷災害発生場所】

荷主先等		自社		その他(不明含)	
件数(人)	割合(%)	件数(人)	割合(%)	件数(人)	割合(%)
497	65.8	170	22.5	88	11.7

※ 平成23年に陸上貨物運送事業で発生した死傷災害から1,000件を抽出したものの分析結果から算出。

【図: 事故の型別労働災害発生状況】



### 3 陸上貨物運送事業における労働災害の防止対策について

#### ○ 推進中の対策

##### 【陸上貨物運送業者と荷主先等が連携して取り組む事項】

- 陸上貨物運送事業者と荷主先等との安全確保のための協議の場を設置すること。
- 運送契約時における、荷役作業の有無、内容、役割分担等を明確にし、関係者に周知すること。  
(安全作業連絡書(通達に例を添付)の作成)
- 荷台周囲への作業床、手すり、防網等の墜落・転落防止のための設備を設置すること。

##### 【陸上貨物運送業者が取り組む事項】

- 安全管理体制の整備(安全管理者の選任等)
- 作業計画、作業手順書の作成(荷役作業を行う場合)
- 労働者教育の実施(フォークリフト運転技能講習等)
- 腰痛予防対策、フォークリフト災害防止対策 等

##### 【荷主先等が取り組む事項】

- 作業計画、作業手順書の作成支援(荷役作業を自社以外の労働者が行う場合)
- 資格等の確認(例:フォークリフト運転の特別教育、技能講習等)
- フォークリフトの定期自主検査の実施 等

※ 陸上貨物運送業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について(労働基準局長通達:平成23年6月2日)

#### ○ 対策の一層の推進について

上記の対策を確実に実施するために、

- ① 荷台からの墜落防止のための具体的な対策を策定  
→ 本検討会の報告を踏まえ、荷役作業の安全対策についてガイドライン化
- ② 関係府省、事業者団体と連携した対策の推進
  - ア 荷役作業を陸運事業者と荷主先等のどちらが行うか契約上明確にすることの徹底(国交省と連携)
  - イ 関係事業者団体への荷役災害防止の要請の実施等